

事業名：一般国道1号浜松バイパス（長鶴～中田島）

意見・質問	回答
・令和3年度に事業採択し、令和6年度現在、用地買収手続、工事ともに未着手3年ということで、再評価実施要領に基づき、今回の審議案件としているが、浜松バイパスの事業では元々用地買収の必要がない。再評価の条件について、「未着手」を定義しているが、用地買収が不要な場合もあるので、不要な場合を含めて「未着手」の定義を再考していただきたい。一括審議も不要と考える。事業採択後5年後に再評価を行えば良いのではないか。	・「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「要領」という）では、「事業採択後一定期間が経過した時点で未着工」の事業を再評価を実施する事業としている。「一定期間」とは直轄事業においては3年とし、「未着工の定義」については「要領」の別紙－1の通り、事業毎に定義している。 ・道路事業については「用地買収手続、工事ともに未着手」と定義し、事業採択後3年未着手の事業については、適切な事業進捗が図られていない可能性があるため、事業の必要性、投資効果、進捗状況等の視点で改めて評価を行っているところ。 ・当該事業については、用地買収が不要な場合であるが「工事に未着手」であり再評価の対象としている。 ・頂いたご意見については、本省にも伝えさせていただく。